



○長野県訓令第9号

本庁内部部局
現地機関

長野県文書規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

平成14年7月22日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部守一

目次中「第36条の2」を「第36条の3」に改める。

第2条に次の2号を加える。

(1) 電子署名 電子計算機による情報処理の用に供される電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

イ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

(12) 総合行政 ネットワークの電子文書交換システムにより受信又は送信される電磁的記録をいう。

ネットワーク文書

第7条第5号を同条第6号とし、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 総合行政ネットワーク文書の受信及び送信並びに電子署名の付与に関すること。

第2章第2節中第36条の2を第36条の3とし、第36条の次に次の1条を加える。

(電子署名)

第36条の2 施行する総合行政ネットワーク文書には、電子署名を付与しなければならない。

2 電子署名の付与の手續その他電子署名に関し必要な事項は、別に定める。

別表第3の2の庶務・人事・給与・サービス・福利厚生・諸給付等の項中

「	9 職員の給与及び旅費に関する文書等 (人事課及び会計局の所掌に限る。)			○							を
	10 職員の給与及び旅費に関する文書等					○					」

「	9 職員の給与及び旅費に関する文書等			○							に、
---	--------------------	--	--	---	--	--	--	--	--	--	----

「11」を「10」に、「12」を「11」に、「13」を「12」に、「14」を「13」に、「15」を「14」に、「16」を「15」に、「17」を「16」に改め、同表の一般行政の項中

「	4 契約に関する文書等			○A	○B	○					を
---	-------------	--	--	----	----	---	--	--	--	--	---

「	4 契約に関する文書等			○A	○						に、
---	-------------	--	--	----	---	--	--	--	--	--	----

「	10 工事の執行に関する文書等				○B	○					を
---	-----------------	--	--	--	----	---	--	--	--	--	---

「	10 工事の執行に関する文書等				○						に改め、同表の
---	-----------------	--	--	--	---	--	--	--	--	--	---------

財務の項中

「	1 予算、決算及び出納に関する文書等 (財政課及び会計局の所掌に限る。)	○A	○B	○							を
	2 予算、決算及び出納に関する文書等					○	○C				」

「	1 予算、決算及び出納に関する文書等	○A	○B	○							に、
---	--------------------	----	----	---	--	--	--	--	--	--	----

「3」を「2」に、「4」を「3」に、「5」を「4」に、「6」を「5」に、「7」を「6」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この訓令は、公布の日から施行する。
- この訓令による改正後の長野県文書規程別表第3の2の規定は、平成11年度（暦年により整理する文書等については平成11年）以降に完結した文書等から適用する。

法規学事課行政情報室